

広島県告示第四百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和五年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

西日本高速道路株式会社

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路一・四・〇〇二号広島呉道路

三 事業施行期間

令和五年三月十六日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県安芸郡坂町字長谷、字法大神、字狐田、字釜ヶ谷、字魚見、字小浦、字上水尻、字水尻、字水落山、字亀石山、字亀石、字ストコ、字東ヶ迫、字向田、字向田平、鯛尾一丁目、横浜西一丁目、横浜中央一丁目、横浜中央二丁目、横浜中央三丁目、横浜東一丁目、横浜東二丁目、坂西一丁目、植田二丁目、植田三丁目、植田四丁目、小屋浦二丁目、小屋裏三丁目及び小屋裏四丁目地内

広島県安芸郡坂町字亀石山及び亀石地先国有林敷地

広島県呉市天応町字下毛山、天応町字天狗山、天応町字作田、天応町字見之越、天応福浦町、天応伝十原町、天応塩谷町、汐見町、弥生町、大山町、長谷町、吉浦上城町、丸山町、上城町、吉浦松葉町、松葉町、寺山町、吉浦町字天狗籠、吉浦町字牛床、吉浦町字清内石、二河町、吉浦中町三丁目、天応西条一丁目、天応西条二丁目、天応西条三丁目、天応東久保一丁目、吉浦東本町四丁目、吉浦東本町六丁目、山手一丁目、山手二丁目及び西中央五丁目地内

使用の部分

広島市南区仁保沖町地先海面

広島県安芸郡坂町鯛尾一丁目地先海面

広島県安芸郡坂町字長谷、字魚見、字上水尻、字水尻、字水落山、字亀石山、字亀石、字立石、字西谷、字向田、字向田平、鯛尾一丁目、横浜西一丁目、横浜中央二丁目、横浜中央三丁目、横浜東二丁目、植田二丁目、植田三丁目、植田四丁目、小屋浦二丁目及び小屋浦四丁目地内

広島県安芸郡坂町字亀石山及び亀石地先国有林敷地

広島県呉市天応町字下毛山、天応福浦町、天応伝十原町、天応塩谷町、汐見町、弥生町、大山町、長谷町、吉浦町字田久見、吉浦町字白寄、吉浦町字清内石、吉浦町字笠岩、吉浦町字平岩、吉浦町字小利木平、小田町、吉浦上城町、丸山町、吉浦松葉町、松葉町、西塩

屋町、莊山田村字大島、莊山田村字金立、二河町、天応西条二丁目、天応東久保二丁目、
吉浦中町三丁目、吉浦東本町四丁目、山手二丁目及び山手二丁目地内